

学 事 第 1 5 6 7 号
平成 2 8 年 3 月 2 8 日

各私立学校設置者 様

埼玉県総務部長 飯 島 寛
(公 印 省 略)

平成 2 8 年度以後の監査報告書等における留意点について (通知)

私立学校振興助成法 (昭和 5 0 年法律第 6 1 号。以下「法」という。) 第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人 (法附則第 2 条第 1 項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。) が知事に届け出る昭和 5 3 年度以後の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付すべき公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、同法同条第 3 項の規定に基づき昭和 5 3 年埼玉県告示第 9 6 7 号で別添のとおり指定されているところです。

このたび、学校法人会計基準 (昭和 4 6 年文部省令第 1 8 号。以下同じ。) の一部改正に伴い、平成 2 8 年度以後の各年度の監査報告書等における留意点について、下記のとおりとしたので遺漏のないようお願いします。

また、「昭和 5 3 年度以後の監査事項の指定等について」 (昭和 5 3 年 6 月 1 9 日付け学事第 2 8 9 号) は、平成 2 7 年度の監査報告書を限りとして廃止します。

記

1 監査対象法人等について

知事を所轄庁とする学校法人で、私立学校の経常的経費について知事から補助金 (以下「私立学校運営費補助金」という。) の交付を受けるものは、法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、毎年度貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類 (以下「計算書類」という。) 及び収支予算書を知事に届け出ることとされていること。

また、同条第 3 項の規定に基づき計算書類には、知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされていること。

2 監査報告書の添付免除について

法第 1 4 条第 3 項ただし書により補助金の額が寡少である場合の監査報告書の添付の免除に係る知事の許可については、当面私立学校運営費補助金の交付額が 1, 0 0 0 万円に満たない学校法人とすること。

3 監査事項の内容について

昭和 5 3 年埼玉県告示第 9 6 7 号により指定された監査事項の具体的内容は、次のとおりであること。

(1) 資金収支計算書について

ア 資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は妥当であるかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首及び期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出への各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

ウ 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表については、知事に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。また、活動区分資金収支計算書については、作成を要しない。

(2) 事業活動収支計算書について

ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は正しく計上されているかどうか。

(ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は正しく計上されているかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び取崩額は、正しく計上されているかどうか。

(エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

(オ) 各収支差額は正しく計上されているかどうか。

ウ 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。

(注) 事業活動収支内訳表については、知事に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

(3) 貸借対照表について

ア すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(ア) 資産の評価は、妥当であるかどうか。

(イ) 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

イ 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

ウ 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

エ 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。

(4) 収益事業に係る計算書類について

ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

4 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

5 計算書類の届け出について

知事への計算書類等の届け出については、次のことに留意されたい。

(1) 届出期日について

計算書類の届出期日は、当該年度の翌年度の6月30日までで知事が別に指定する日とする。

また、収支予算書については、当該年度の6月30日までで知事が別に指定する日までに届け出ることとするので前年度の計算書類と同時に届け出ること。なお、届け出られた収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

(2) 届出方法等について

ア 計算書類の用紙は日本工業規格A4版に統一すること。

ただし、資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合はこの限りでない。

イ 計算書類は学校法人会計基準の第1号様式から第10号様式の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して）公認会計士又は監査法人の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込むこと。なお、両者は袋とじとし、袋とじの部分にも公認会計士等の押印（割印）を必要とすること。また、収支予算書は計算書類とは別につづること。

ウ 計算書類等の届け出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印した知事あての送付状を添付すること。

また、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者（会計課長等）の氏名を付記すること。

担当 学事課高等学校担当 幼稚園担当 専修各種学校担当 検査指導担当 電話 048-830-2565
--

(別 添)

埼玉県告示第967号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。）が同条第2項の規定により知事に届け出る昭和53年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

昭和53年6月23日

埼玉県知事 畑 和

- 1 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。
- 2 貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類は、学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。